平成３０年度
千代田区公契約条例に係る
アンケート調査

＜報 告 書＞

平成31年３月

千 代 田 区

目　次

Ⅰ　調査の概要

１．調査目的 …… 1
２．調査設計 …… 1
３．調査項目 …… 1
４．回収結果 …… 1

Ⅱ　調査の結果

１．従事者等への公契約条例の周知方法 …… 2
２．周知カードによる周知方法の事務負担 …… 3
３．公契約条例に関する相談や問い合わせの有無 …… 3
４．公契約条例適用による事務負担 …… 4
５．事務負担軽減のための方法 …… 5
６．賃金を上げた従事者の有無 …… 6
７．賃金を上げた従事者の割合 …… 6
８．従事者の労働意欲向上への効果 …… 7
９．従事者の生活安定への結び付き …… 7
10．下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法 …… 8
11．一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法 …… 9
12．適用案件に従事する従事者の人数・構成 …… 10
13．千代田区公契約条例に関しての意見・要望 …… 11
14．賃金実態
（１）工事請負契約　平成28年度契約分 …… 12
（２）工事請負契約　平成29年度契約分 …… 13
（３）工事請負契約　平成30年度契約分 …… 14
（４）業務委託契約 …… 15
（５）指定管理協定 …… 15
15．業務従事者の日本国籍以外の国籍 …… 16

Ⅲ　使用した調査票

１．工事請負契約 …… 17
２．業務委託契約 …… 21
３．指定管理協定 …… 24

Ⅰ　調査の概要

１．調査目的

平成26年10月に施行した千代田区公契約条例の対象従事者の賃金実態及び労働環境の変化などを把握し、今後の条例の対象範囲、賃金下限額の設定及び条例の周知方法などを検討するための基礎資料とする。

２．調査設計

（１）調 査 対 象　　工事請負契約の受注者20者
　　業務委託契約の受注者31者
　　指定管理協定の受託者５者　　合計56者

（２）調 査 方 法　　郵送配布・郵送回収法

（３）調 査 期 間　　平成31年２月４日～２月20日

３．調査項目

（１）従事者等への公契約条例の周知方法（問１）
（２）周知カードによる周知方法の事務負担（問２）
（３）公契約条例に関する相談や問い合わせの有無（問３）
（４）公契約条例適用による事務負担（問４）
（５）事務負担軽減のための方法（問５）
（６）賃金を上げた従事者の有無（問６）
（７）賃金を上げた従事者の割合（問６－１）
（８）従事者の労働意欲向上への効果（問７）
（９）従事者の生活安定への結び付き（問８）
(10) 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法（問９）
(11) 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法
　（工事請負契約：問10）
(12) 適用案件に従事する従事者の人数・構成（業務委託契約及び指定管理協定：問10）
(13) 千代田区公契約条例に関しての意見・要望（問11）
(14) 賃金実態（工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定）
(15) 業務従事者の日本国籍以外の国籍（工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定）

４．回収結果

	標 本 数	有効回収数	有効回収率
全　　体	56	37	66.1%
工事請負契約の受注者	20	10	50.0%
業務委託契約の受注者	31	22	71.0%
指定管理協定の受託者	5	5	100.0%

Ⅱ　調査の結果

１．従事者等への公契約条例の周知方法（問１）

問１　公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（〇はいくつでも）

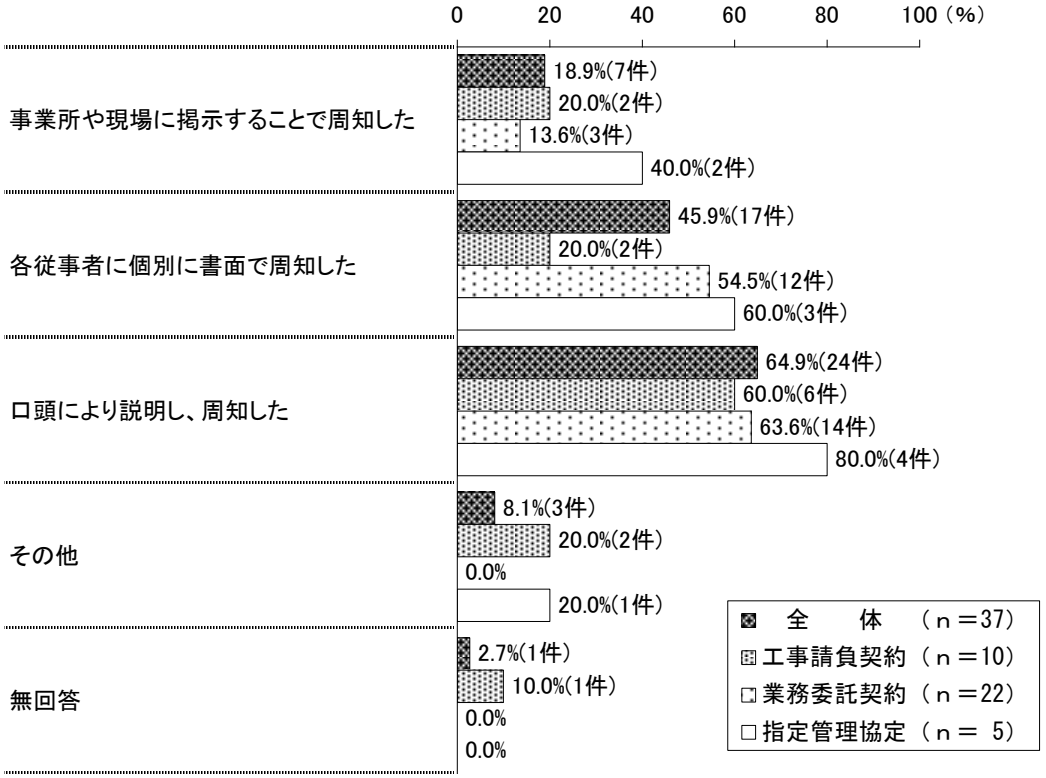

従事者等への公契約条例の周知方法を〈全体〉でみると、「口頭により説明し、周知した」が64.9%（24件）で最も高く、次いで「各従事者に個別に書面で周知した」が45.9%（17件）、「事業所や現場に掲示することで周知した」が18.9%（７件）の順となっている。

また、「その他」への回答として、〈工事請負契約〉では「平成30年度に本工事は契約していますが、下請業者の選定を現状行っている所なので未説明となっています」、「現時点で作業従事者が発生しておりません」があげられている。

〈指定管理協定〉では「上記いずれかの方法でコンソーシアム全社が対応」があげられている。

２．周知カードによる周知方法の事務負担（問２）

問２　平成30年度から公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、このことによる事務の負担はどの程度ですか。（○は１つ）

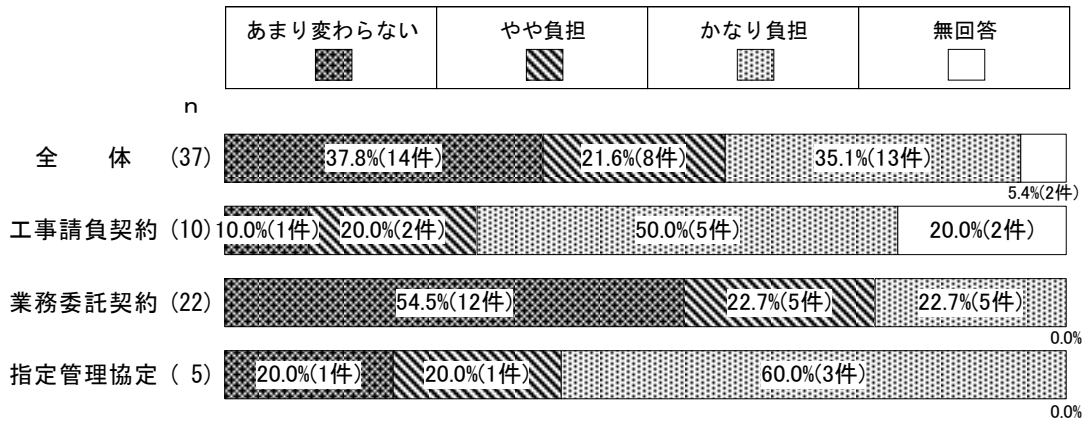

周知カードによる周知方法の事務負担を〈全体〉でみると、「あまり変わらない」が37.8％（14件）で最も高く、次いで「かなり負担」が35.1％（13件）、「やや負担」が21.6％（８件）の順となっている。

３．公契約条例に関する相談や問い合わせの有無（問３）

問３　従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（○は１つ）

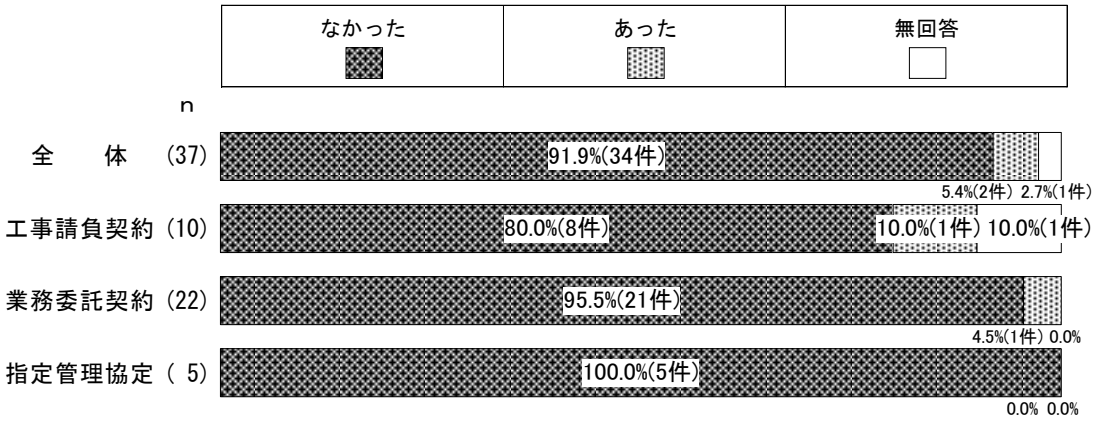

公契約条例に関する相談や問い合わせの有無を〈全体〉でみると、「なかった」が91.9％（34件）、「あった」が5.4％（２件）となっている。

また、「あった」と答えた方の具体的内容として、〈工事請負契約〉では「アルバイト、一人親方（請負の場合）の賃金計算方法について」があげられている。

〈業務委託契約〉では「別紙確認書への署名に対して抵抗があったようで、確認書の必要性等を聞かれることがあった」があげられている。

４．公契約条例適用による事務負担（問４）

問４　公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。

（○は１つ）

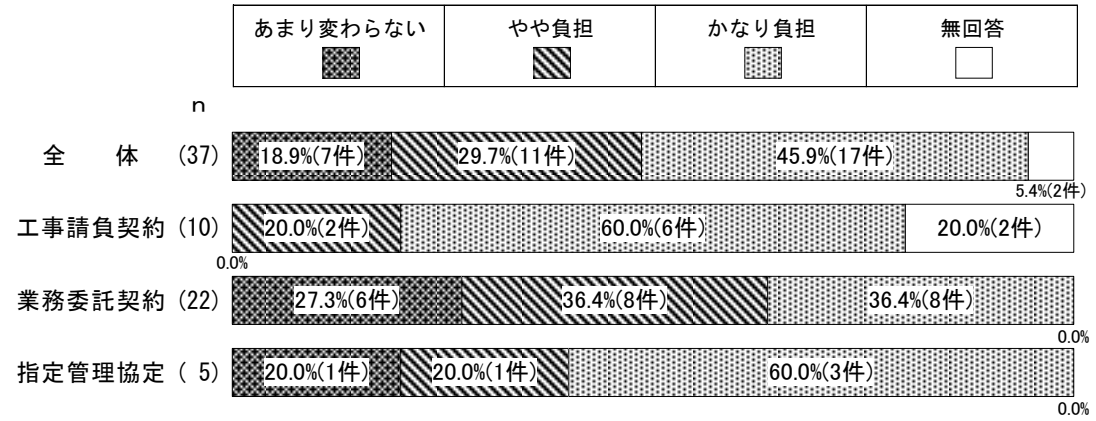

公契約条例適用による事務負担を〈全体〉でみると、「かなり負担」が45.9%（17件）で最も高く、次いで「やや負担」が29.7%（11件)、「あまり変わらない」が18.9%（７件）の順となっている。

５．事務負担軽減のための方法（問５）

問５　事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。（○はいくつでも）

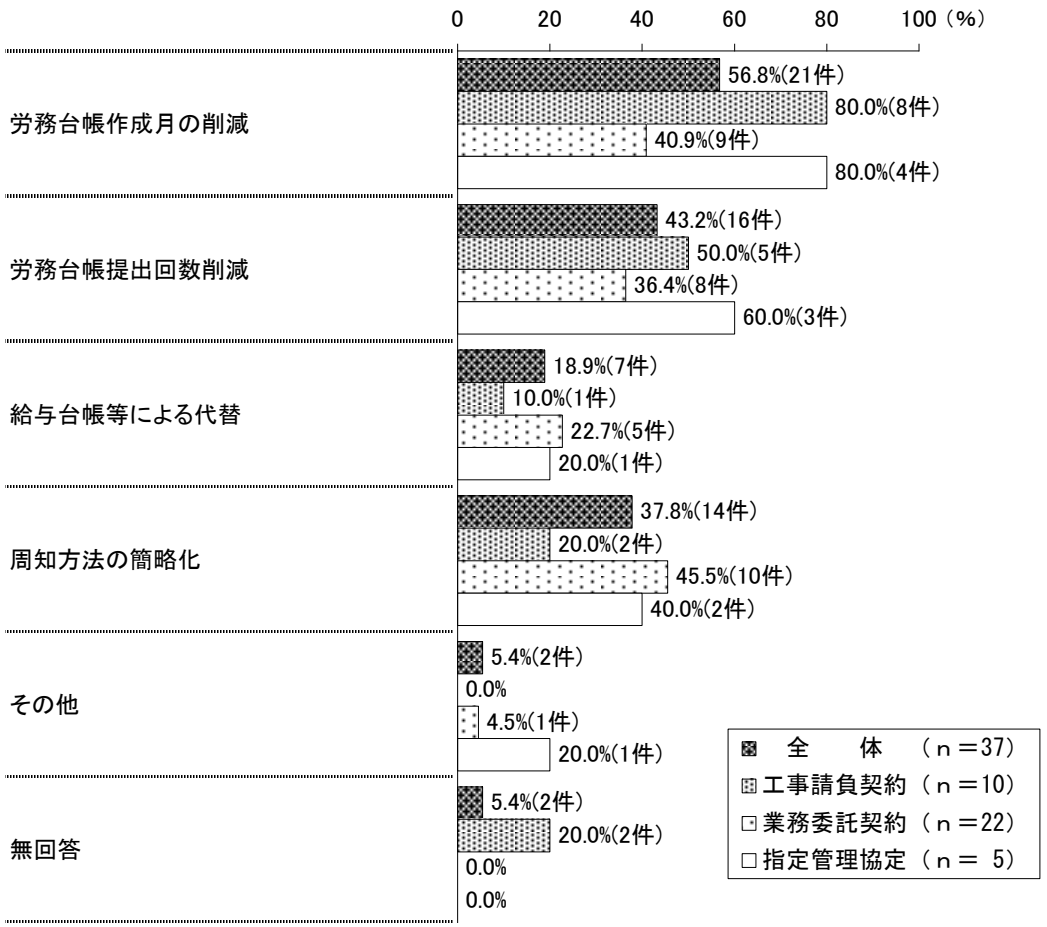

事務負担軽減のための方法を〈全体〉でみると、「労務台帳作成月の削減」が56.8%（21件）で最も高く、次いで「労務台帳提出回数削減」が43.2%（16件）、「周知方法の簡略化」が37.8%（14件）、「給与台帳等による代替」が18.9%（７件）の順となっている。

また、「その他」への回答として、〈指定管理協定〉では「指定管理料増額による事務員配置」があげられている。（〈業務委託契約〉は具体的記述なし）

６．賃金を上げた従事者の有無（問６）

問６　公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は１つ）

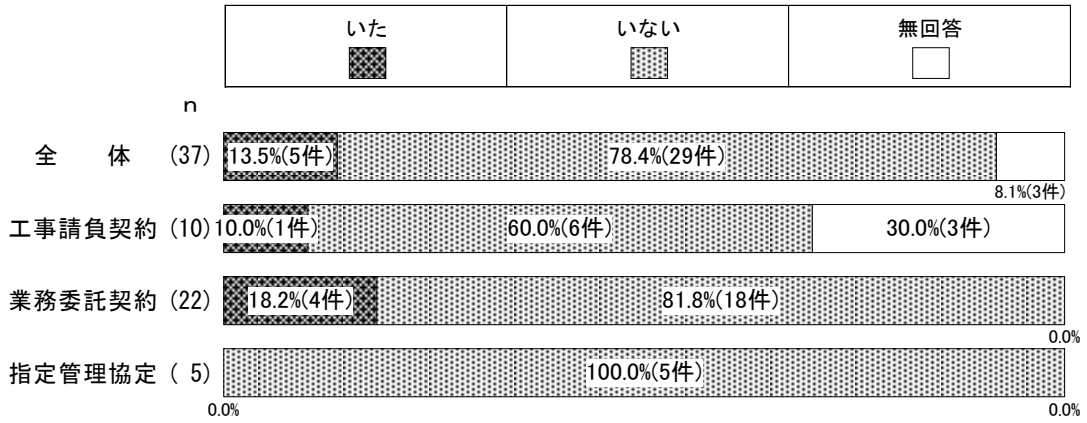

賃金を上げた従事者の有無を〈全体〉でみると、「いた」が13.5%（５件)、「いない」が78.4%（29件）となっている。

７．賃金を上げた従事者の割合（問６－１）

（賃金を上げた従事者が「いた」とお答えの方に）

問６－１　賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。（○は１つ）

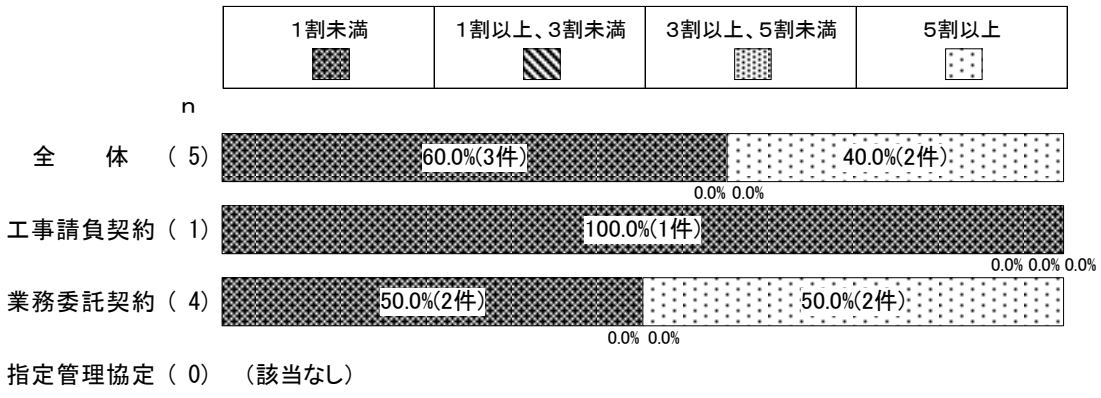

賃金を上げた従事者が「いた」と答えた方（工事請負契約：１件、業務委託契約：４件）の、従事者の割合を〈全体〉でみると、「１割未満」が60.0%（３件)、「５割以上」が40.0%（２件）となっている。

８．従事者の労働意欲向上への効果（問７）

問７　公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。（○は１つ）

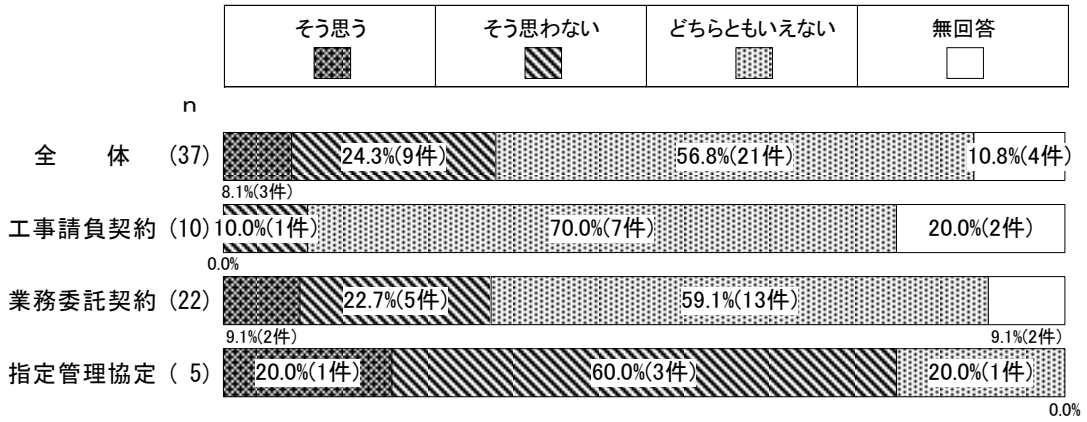

従事者の労働意欲向上への効果を〈全体〉でみると、「そう思う」が8.1％（３件)、「そう思わない」が24.3％（９件）となっている。「どちらともいえない」は56.8％（21件）となっている。

９．従事者の生活安定への結び付き（問８）

問８　事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。（○は１つ）

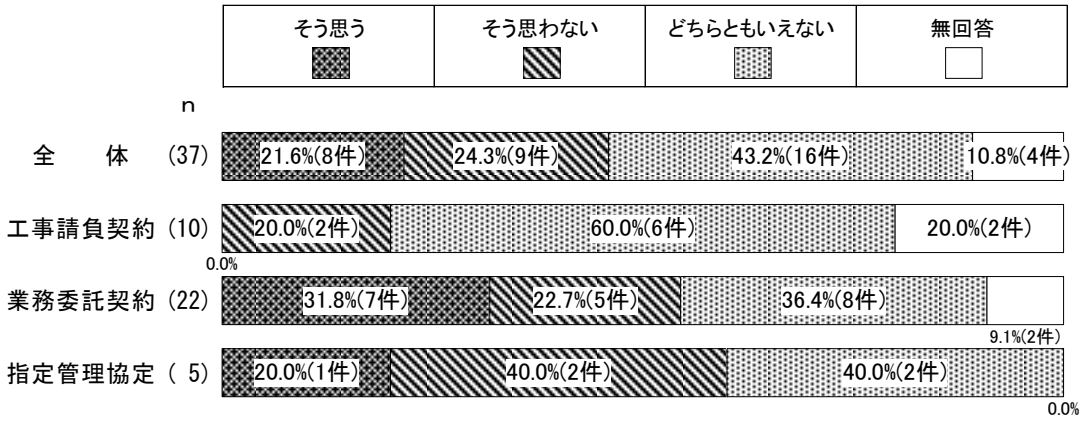

従事者の生活安定への結び付きを〈全体〉でみると、「そう思う」が21.6％（８件)、「そう思わない」が24.3％（９件）となっている。「どちらともいえない」は43.2％（16件）となっている。

10. 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法（問９）

問９　下請負者（協力会社）の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。（〇はいくつでも）

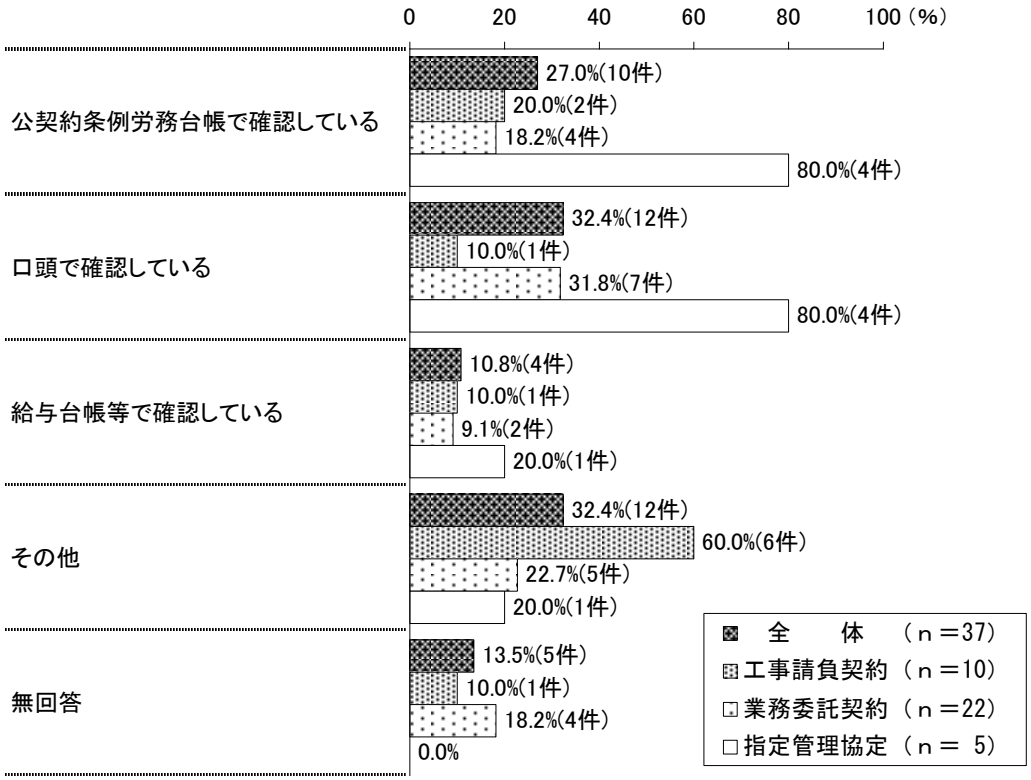

下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法を〈全体〉でみると、「口頭で確認している」が32.4%（12件）で最も高く、次いで「公契約条例労務台帳で確認している」が27.0%（10件）、「給与台帳等で確認している」が10.8%（４件）の順となっている。

また、「その他」への回答として、〈工事請負契約〉では「労務安全に関する提出書類」（計３件）、「被保険者証等」、「施工体制台帳」、「下請負者は使用していない」があげられている。

〈業務委託契約〉では「下請負者は使用していない」（計４件）、「社会保険加入の領収書」があげられている。

〈指定管理協定〉では「従事者全員の雇用先へ確認」があげられている。

11. 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法

（工事請負契約：問10）

（工事請負契約：問10）
一人親方となっている従事者の社会保険の加入の必要の有無はどのような方法で確認していますか。（ご自由にご記載ください。）

工事請負契約の受注者８者から回答があった。

- 労務安全に関する提出書類で確認している。（計２件）
- 一人親方労災保険等特別加入者証の提示で確認している。（計２件）
- 口頭で確認した後、加入の確認ができる資料を提出してもらっている。
- 労働者名簿作成時に書面で確認している。
- 企業状況報告書の提出してもらっている。
- 当該現場において該当者はいない。

12. 適用案件に従事する従事者の人数・構成（業務委託契約及び指定管理協定：問10）

（業務委託契約及び指定管理協定：問10）

適用案件に従事する従事者の人数や構成は、平成29年度と比較して変動していますか。

（それぞれ○は１つ）

① 従事者の人数

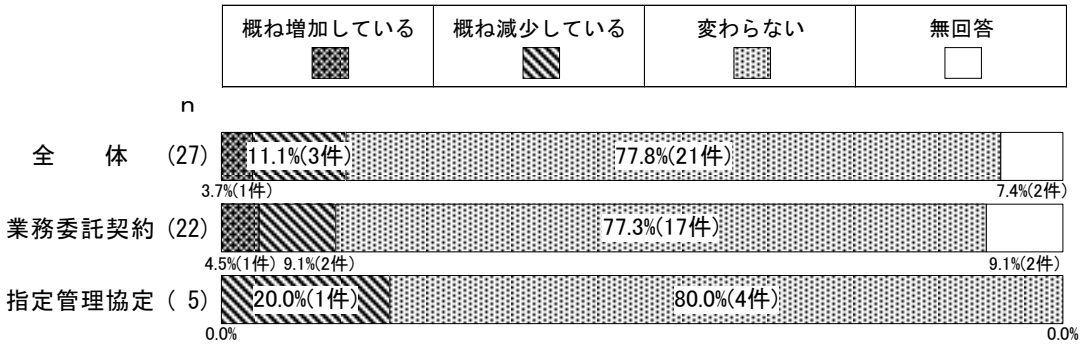

② 従事者の構成

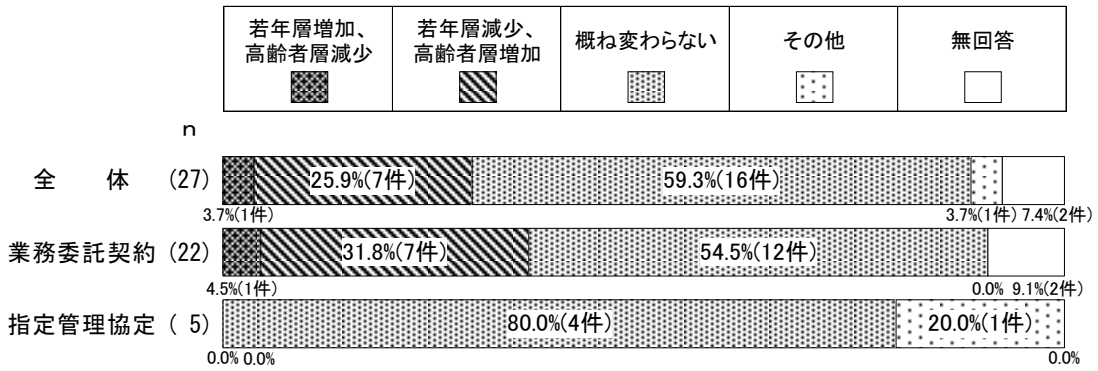

適用案件に従事する従事者の人数を〈全体〉でみると、「概ね増加している」が3.7%（１件)、「概ね減少している」が11.1%（３件)、「変わらない」が77.8%（21件）となっている。

また、従事者の構成を〈全体〉でみると、「若年層増加、高齢者層減少」が3.7%（１件)、「若年層減少、高齢者層増加」が25.9%（７件)、「概ね変わらない」が59.3%（16件）となっている。

13. 千代田区公契約条例に関しての意見・要望（問11）

問11　その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

工事請負契約の受注者２者、業務委託契約の受注者２者、指定管理協定の受託者２者から回答があった。

〈工事請負契約〉

- 最低賃金が実際の単価に合わない部分あり。
- 作業従事者の労働条件改善への取り組みは必要と思いますが、確認手段・作業量が現実的と思えなく感じます。条例内容の見直し等、ご検討いただきたく思います。よろしくお願いいたします。

〈業務委託契約〉

- 本条例の主旨は理解できるが、もっと違った方法があるのではないでしょうか。
- 事務の簡素化をお願いいたします。

〈指定管理協定〉

- 労働基準法第９条に規定する労働者ではない者については、公契約条例の適用範囲外であることを区契約課に確認し、個人ボランティア等による講師等については適用範囲外としたため従事者人数が大幅に減少しました。
- 手引き６の説明を省いた周知に係わる確認は、従事者に対してわかりづらく思います。また、提出する書面が多く、手間がかかっています。従事するものの負担にならない様な仕組みをお考えください。

14. 賃金実態

（１）工事請負契約　平成28年度契約分　※平成30年８月現在

No.	職種	従事者数（人）	H28 設計労務単価(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	1	2,838	2,967	105%	2,967	105%	2,967	105%
2	普通作業員	4	2,475	2,196	89%	4,330	175%	3,263	132%
3	軽作業員	0	1,775	0	0%	0	0%	0	0%
4	造園工	0	2,488	0	0%	0	0%	0	0%
5	法面工	0	3,163	0	0%	0	0%	0	0%
6	とび工	0	3,188	0	0%	0	0%	0	0%
7	石工	14	3,050	2,914	96%	3,745	123%	3,330	109%
8	ブロック工	0	2,813	0	0%	0	0%	0	0%
9	電工	0	2,913	0	0%	0	0%	0	0%
10	鉄筋工	0	3,213	0	0%	0	0%	0	0%
11	鉄骨工	0	3,000	0	0%	0	0%	0	0%
12	塗装工	0	3,288	0	0%	0	0%	0	0%
13	溶接工	0	3,525	0	0%	0	0%	0	0%
14	運転手（特殊）	2	2,788	2,453	88%	3,314	119%	2,884	103%
15	運転手（一般）	0	2,313	0	0%	0	0%	0	0%
16	潜かん工	0	3,500	0	0%	0	0%	0	0%
17	潜かん世話役	0	4,138	0	0%	0	0%	0	0%
18	さく岩工	0	3,313	0	0%	0	0%	0	0%
19	橋りょう特殊工	0	3,500	0	0%	0	0%	0	0%
20	橋りょう塗装工	0	3,638	0	0%	0	0%	0	0%
21	橋りょう世話役	0	4,000	0	0%	0	0%	0	0%
22	土木一般世話役	1	2,875	2,623	91%	2,623	91%	2,623	91%
23	高級船員	1	3,413	3,080	90%	3,080	90%	3,080	90%
24	普通船員	0	2,688	0	0%	0	0%	0	0%
25	潜水士	0	4,775	0	0%	0	0%	0	0%
26	潜水連絡員	0	3,288	0	0%	0	0%	0	0%
27	潜水送気員	0	3,263	0	0%	0	0%	0	0%
28	型わく工	0	3,038	0	0%	0	0%	0	0%
29	大工	0	2,988	0	0%	0	0%	0	0%
30	左官	0	3,225	0	0%	0	0%	0	0%
31	配管工	0	2,563	0	0%	0	0%	0	0%
32	はつり工	0	2,925	0	0%	0	0%	0	0%
33	防水工	0	3,488	0	0%	0	0%	0	0%
34	板金工	0	3,238	0	0%	0	0%	0	0%
35	タイル工	0	2,650	0	0%	0	0%	0	0%
36	サッシ工	0	2,988	0	0%	0	0%	0	0%
37	内装工	0	3,225	0	0%	0	0%	0	0%
38	ガラス工	0	2,900	0	0%	0	0%	0	0%
39	建具工	0	2,838	0	0%	0	0%	0	0%
40	ダクト工	0	2,538	0	0%	0	0%	0	0%
41	保温工	0	2,575	0	0%	0	0%	0	0%
42	建築ブロック工	0	2,738	0	0%	0	0%	0	0%
43	設備機械工	0	2,613	0	0%	0	0%	0	0%
44	交通誘導警備員Ａ	0	1,700	0	0%	0	0%	0	0%
45	交通誘導警備員Ｂ	9	1,463	1,351	92%	1,552	106%	1,452	99%

（２）工事請負契約　平成29年度契約分　※平成30年８月現在

No.	職種	従事者数（人）	H29設計労務単価(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	2,825	0	0%	0	0%	0	0%
2	普通作業員	8	2,463	2,379	97%	3,398	138%	2,888	117%
3	軽作業員	0	1,763	0	0%	0	0%	0	0%
4	造園工	0	2,513	0	0%	0	0%	0	0%
5	法面工	0	3,213	0	0%	0	0%	0	0%
6	とび工	12	3,238	2,871	89%	2,883	89%	2,877	89%
7	石工	0	3,225	0	0%	0	0%	0	0%
8	ブロック工	0	2,988	0	0%	0	0%	0	0%
9	電工	0	2,988	0	0%	0	0%	0	0%
10	鉄筋工	0	3,263	0	0%	0	0%	0	0%
11	鉄骨工	0	3,050	0	0%	0	0%	0	0%
12	塗装工	0	3,350	0	0%	0	0%	0	0%
13	溶接工	0	3,588	0	0%	0	0%	0	0%
14	運転手（特殊）	0	2,775	0	0%	0	0%	0	0%
15	運転手（一般）	2	2,300	0	0%	4,341	189%	4,341	189%
16	潜かん工	0	3,563	0	0%	0	0%	0	0%
17	潜かん世話役	0	4,213	0	0%	0	0%	0	0%
18	さく岩工	0	3,375	0	0%	0	0%	0	0%
19	橋りょう特殊工	0	3,563	0	0%	0	0%	0	0%
20	橋りょう塗装工	0	3,700	0	0%	0	0%	0	0%
21	橋りょう世話役	0	4,075	0	0%	0	0%	0	0%
22	土木一般世話役	0	2,913	0	0%	0	0%	0	0%
23	高級船員	4	3,450	3,548	103%	4,314	125%	3,931	114%
24	普通船員	8	2,725	3,326	122%	3,605	132%	3,465	127%
25	潜水士	0	4,863	0	0%	0	0%	0	0%
26	潜水連絡員	0	3,350	0	0%	0	0%	0	0%
27	潜水送気員	0	3,325	0	0%	0	0%	0	0%
28	型わく工	0	3,088	0	0%	0	0%	0	0%
29	大工	0	3,038	0	0%	0	0%	0	0%
30	左官	0	3,275	0	0%	0	0%	0	0%
31	配管工	0	2,613	0	0%	0	0%	0	0%
32	はつり工	0	2,975	0	0%	0	0%	0	0%
33	防水工	0	3,550	0	0%	0	0%	0	0%
34	板金工	0	3,300	0	0%	0	0%	0	0%
35	タイル工	0	2,700	0	0%	0	0%	0	0%
36	サッシ工	0	3,038	0	0%	0	0%	0	0%
37	内装工	0	3,275	0	0%	0	0%	0	0%
38	ガラス工	0	2,950	0	0%	0	0%	0	0%
39	建具工	0	2,888	0	0%	0	0%	0	0%
40	ダクト工	0	2,588	0	0%	0	0%	0	0%
41	保温工	0	2,625	0	0%	0	0%	0	0%
42	建築ブロック工	0	2,788	0	0%	0	0%	0	0%
43	設備機械工	0	2,663	0	0%	0	0%	0	0%
44	交通誘導警備員A	0	1,738	0	0%	0	0%	0	0%
45	交通誘導警備員B	8	1,500	1,515	101%	1,558	104%	1,536	102%

※「運転手(一般)」に回答した受注者は２者であるが、この２者は従事者数と最高時給、平均時給に回答があって、最低時給が無回答である。

（３）工事請負契約　平成30年度契約分　※平成30年８月現在

No.	職種	従事者数（人）	H30設計労務単価(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	2,900	0	0%	0	0%	0	0%
2	普通作業員	0	2,525	0	0%	0	0%	0	0%
3	軽作業員	0	1,813	0	0%	0	0%	0	0%
4	造園工	0	2,600	0	0%	0	0%	0	0%
5	法面工	0	3,275	0	0%	0	0%	0	0%
6	とび工	0	3,300	0	0%	0	0%	0	0%
7	石工	0	3,350	0	0%	0	0%	0	0%
8	ブロック工	0	3,100	0	0%	0	0%	0	0%
9	電工	0	3,025	0	0%	0	0%	0	0%
10	鉄筋工	0	3,325	0	0%	0	0%	0	0%
11	鉄骨工	0	3,100	0	0%	0	0%	0	0%
12	塗装工	0	3,413	0	0%	0	0%	0	0%
13	溶接工	0	3,650	0	0%	0	0%	0	0%
14	運転手（特殊）	0	2,850	0	0%	0	0%	0	0%
15	運転手（一般）	0	2,363	0	0%	0	0%	0	0%
16	潜かん工	0	3,625	0	0%	0	0%	0	0%
17	潜かん世話役	0	4,288	0	0%	0	0%	0	0%
18	さく岩工	0	3,438	0	0%	0	0%	0	0%
19	橋りょう特殊工	0	3,625	0	0%	0	0%	0	0%
20	橋りょう塗装工	0	3,763	0	0%	0	0%	0	0%
21	橋りょう世話役	0	4,150	0	0%	0	0%	0	0%
22	土木一般世話役	0	3,025	0	0%	0	0%	0	0%
23	高級船員	0	3,575	0	0%	0	0%	0	0%
24	普通船員	0	2,825	0	0%	0	0%	0	0%
25	潜水士	0	4,950	0	0%	0	0%	0	0%
26	潜水連絡員	0	3,413	0	0%	0	0%	0	0%
27	潜水送気員	0	3,388	0	0%	0	0%	0	0%
28	型わく工	0	3,138	0	0%	0	0%	0	0%
29	大工	0	3,088	0	0%	0	0%	0	0%
30	左官	0	3,338	0	0%	0	0%	0	0%
31	配管工	0	2,713	0	0%	0	0%	0	0%
32	はつり工	0	3,025	0	0%	0	0%	0	0%
33	防水工	0	3,613	0	0%	0	0%	0	0%
34	板金工	0	3,363	0	0%	0	0%	0	0%
35	タイル工	0	2,763	0	0%	0	0%	0	0%
36	サッシ工	0	3,088	0	0%	0	0%	0	0%
37	内装工	0	3,338	0	0%	0	0%	0	0%
38	ガラス工	0	3,000	0	0%	0	0%	0	0%
39	建具工	0	2,938	0	0%	0	0%	0	0%
40	ダクト工	0	2,650	0	0%	0	0%	0	0%
41	保温工	0	2,688	0	0%	0	0%	0	0%
42	建築ブロック工	0	2,850	0	0%	0	0%	0	0%
43	設備機械工	0	2,725	0	0%	0	0%	0	0%
44	交通誘導警備員Ａ	0	1,775	0	0%	0	0%	0	0%
45	交通誘導警備員Ｂ	0	1,538	0	0%	0	0%	0	0%

※契約年度が「平成30年度」と回答した受注者は２者であるが、この２者は工事が未実施のため従事者数と最低時給、最高時給、平均時給が無回答である。

（４）業務委託契約　※平成30年８月現在

業務の区分	職種	従事者数（人）	H30賃金下限額(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
(1)施設管理業務	設備点検保守	16	1,042	1,042	100%	2,679	257%	1,571.0	151%
	警備員	24	1,042	1,042	100%	1,090	105%	1,044.0	100%
	清掃員	15	1,042	1,042	100%	1,619	155%	1,164.3	112%
	受付	15	1,042	1,042	100%	1,050	101%	1,044.0	100%
	その他	28	1,042	1,100	106%	1,735	167%	1,273.0	122%
(2)給食調理業務	給食調理	18	1,042	1,050	101%	1,250	120%	0.0	0%
	配膳員	0	1,042	0	0%	0	0%	0.0	0%
	その他	13	1,042	1,200	115%	0	0%	1,200.0	115%
(3)清掃業務（公園等清掃・緑地帯維持管理）	清掃員	22	1,042	1,100	106%	1,500	144%	1,202.7	115%
	作業員	43	1,042	1,200	115%	2,500	240%	1,642.0	158%
	その他	0	1,042	0	0%	0	0%	0.0	0%
(4)廃棄物、資源等回収業務	作業員	10	1,042	1,100	106%	1,100	106%	1,100.0	106%
	運転手	13	1,042	1,187	114%	2,312	222%	1,749.0	168%
	その他	0	1,042	0	0%	0	0%	0.0	0%
(5)窓口、管理業務	窓口、管理業務	32	1,042	1,050	101%	3,607	346%	1,571.3	151%
	その他	8	1,042	1,665	160%	2,304	221%	1,984.0	190%

※（２）給食調理業務の「給食調理」に回答した受注者は４者であるが、最低時給と最高時給は１者のみの回答で、平均時給は無回答である。
※（２）給食調理業務の「その他」に回答した受注者は３者であるが、最高時給は１者のみの回答である。
※（４）廃棄物、資源等回収業務の「作業員」に回答した受注者は２者であるが、最高時給と平均時給は１者のみの回答である。
※（４）廃棄物、資源等回収業務の「運転手」に回答した受注者は２者であるが、最高時給と平均時給は１者のみの回答である。

（５）指定管理協定　※平成30年８月現在

業務の区分	職種	従事者数（人）	H30賃金下限額(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
(1)施設管理業務等（窓口・清掃・廃棄物処理を含む）	設備点検保守	19	1,042	1,119	107%	2,014	193%	1,410.5	135%
	警備員	24	1,042	986	95%	1,987	191%	1,375.3	132%
	清掃員	26	1,042	986	95%	1,407	135%	1,140.7	109%
	受付	34	1,042	970	93%	1,273	122%	1,065.0	102%
	作業員	0	1,042	0	0%	0	0%	0.0	0%
	運転手	0	1,042	0	0%	0	0%	0.0	0%
	窓口、管理業務	163	1,042	1,000	96%	2,642	254%	1,480.3	142%
	その他	5	1,042	1,656	159%	2,138	205%	1,897.0	182%
(2)介護業務（支援員等を含む）	生活相談員	5	1,042	1,796	172%	2,038	196%	1,903.0	183%
	看護師	12	1,042	1,264	121%	2,624	252%	2,041.0	196%
	保健師	0	1,042	0	0%	0	0%	0.0	0%
	介護職員	42	1,042	1,380	132%	2,082	200%	1,731.0	166%
	機能訓練指導員等	2	1,042	1,624	156%	2,353	226%	1,988.5	191%
(3)専門業務	管理栄養士	2	1,042	2,095	201%	2,472	237%	2,283.0	219%
	責任者	3	1,042	1,170	112%	3,996	383%	2,293.0	220%
	トレーニング部門	17	1,042	970	93%	1,030	99%	980.0	94%
	プール部門	16	1,042	970	93%	1,000	96%	981.0	94%

15. 業務従事者の日本国籍以外の国籍

問　業務従事者の日本国籍以外の国籍を記入してください。

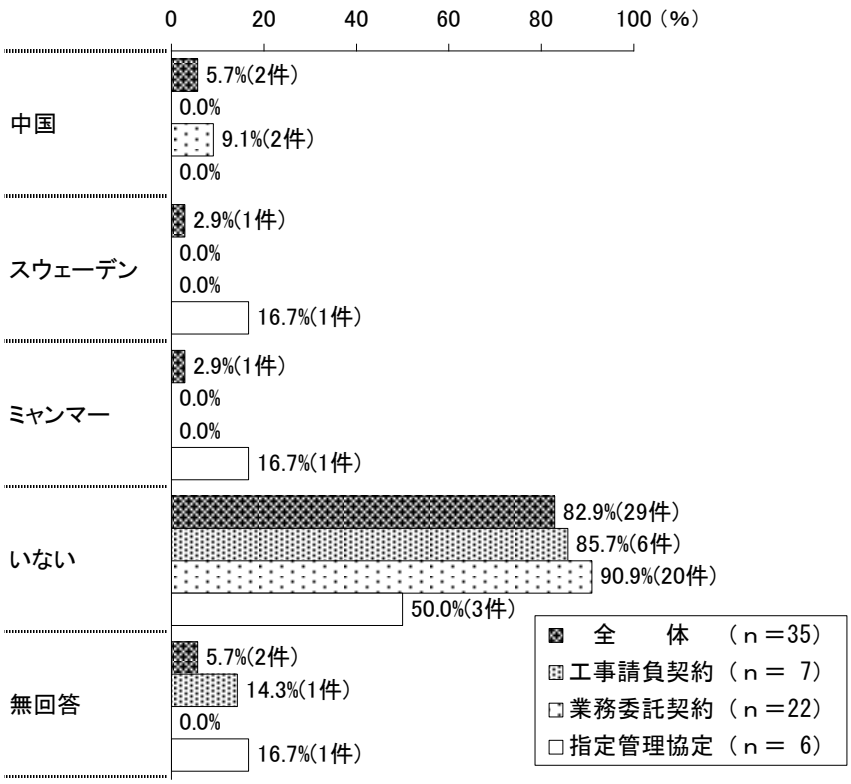

業務従事者の日本国籍以外の国籍を〈全体〉でみると、「中国」が5.7%（２件)、「スウェーデン」と「ミャンマー」がともに2.9%（１件）となっており、「いない」は82.9%（29件）となっている。

Ⅲ　使用した調査票

１．工事請負契約

問１　公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（○はいくつでも）

１　事業所や現場に掲示することで周知した
２　各従事者に個別に書面で周知した
３　口頭により説明し、周知した
４　その他（具体的に　　）

問２　平成 30 年度から公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、このことによる事務の負担はどの程度ですか。（○は１つ）

１　あまり変わらない	２　やや負担	３　かなり負担

問３　従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（○は１つ）

１　なかった	２　あった

「２　あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問４　公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（○は１つ）

１　あまり変わらない	２　やや負担	３　かなり負担

問５　事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。（○はいくつでも）

１　労務台帳作成月の削減	３　給与台帳等による代替	５　その他
２　労務台帳提出回数削減	４　周知方法の簡略化	（　　）

問６　公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は１つ）

１　いた → ６－１へ	２　いない

（問６で「１　いた」とお答えの方に）

問６－１　賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。（○は１つ）

１　１割未満	３　３割以上、５割未満
２　１割以上、３割未満	４　５割以上

問７　公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。（○は１つ）

１　そう思う	２　そう思わない	３　どちらともいえない

問８　事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。（○は１つ）

１　そう思う	２　そう思わない	３　どちらともいえない

問９　下請負者（協力会社）の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。

（○はいくつでも）

１　公契約条例労務台帳で確認している

２　口頭で確認している

３　給与台帳等で確認している

４　その他（具体的に　　）

問 10　一人親方となっている従事者の社会保険の加入の必要の有無はどのような方法で確認していますか。（ご自由にご記載ください。）

問 11　その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

ご協力ありがとうございました。

別紙 1

賃金実態等に関する設問(工事請負契約)

1. 下記の表中に該当する従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の平成30年8月時点のデータを記入してください。

No.	職種	従事者数（人）	時給(円)		
			最低	最高	平均
1	特殊作業員				
2	普通作業員				
3	軽作業員				
4	造園工				
5	法面工				
6	とび工				
7	石工				
8	ブロック工				
9	電工				
10	鉄筋工				
11	鉄骨工				
12	塗装工				
13	溶接工				
14	運転手（特殊）				
15	運転手（一般）				
16	潜かん工				
17	潜かん世話役				
18	さく岩工				
19	橋りょう特殊工				
20	橋りょう塗装工				
21	橋りょう世話役				
22	土木一般世話役				
23	高級船員				
24	普通船員				
25	潜水士				
26	潜水連絡員				
27	潜水送気員				

No.	職種	従事者数（人）	時給(円)		
			最低	最高	平均
28	型わく工				
29	大工				
30	左官				
31	配管工				
32	はつり工				
33	防水工				
34	板金工				
35	タイル工				
36	サッシ工				
37	内装工				
38	ガラス工				
39	建具工				
40	ダクト工				
41	保温工				
42	建築ブロック工				
43	設備機械工				
44	交通誘導警備員Ａ				
45	交通誘導警備員Ｂ				

2. 公契約条例対象契約の契約年度を選択してください。（下記の内一つに〇を付けてください。）

1.平成28年度　　2.平成29年度　　3.平成30年度

3. 業務従事者の日本国籍以外の国籍を記入してください。
（該当するものに〇をつけ国籍を記入してください）

1.中国　　2.韓国　　3.フィリピン　　4.ベトナム　　5.タイ　　6.ネパール
7.その他（　　・　　・　　・　　）
8.いない

２．業務委託契約

問１　公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（○はいくつでも）

１　事業所や現場に掲示することで周知した
２　各従事者に個別に書面で周知した
３　口頭により説明し、周知した
４　その他（具体的に　　）

問２　平成 30 年度から公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、このことによる事務の負担はどの程度ですか。（○は１つ）

１　あまり変わらない	２　やや負担	３　かなり負担

問３　従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（○は１つ）

１　なかった	２　あった

「２　あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問４　公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（○は１つ）

１　あまり変わらない	２　やや負担	３　かなり負担

問５　事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。（○はいくつでも）

１　労務台帳作成月の削減	３　給与台帳等による代替	５　その他
２　労務台帳提出回数削減	４　周知方法の簡略化	（　　）

問６　公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は１つ）

１　いた → ６－１へ	２　いない

（問６で「１　いた」とお答えの方に）

問６－１　賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。（○は１つ）

１　１割未満	３　３割以上、５割未満
２　１割以上、３割未満	４　５割以上

問７　公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。（○は１つ）

１　そう思う	２　そう思わない	３　どちらともいえない

問８　事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。（○は１つ）

１　そう思う	２　そう思わない	３　どちらともいえない

問９　下請負者（協力会社）の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。

（○はいくつでも）

１　公契約条例労務台帳で確認している
２　口頭で確認している
３　給与台帳等で確認している
４　その他（具体的に　　）

問 10　適用案件に従事する従事者の人数や構成は、平成 29 年度と比較して変動していますか。

①　従事者の人数（○は１つ）

１　概ね増加している	２　概ね減少している	３　変わらない

② 従事者の構成（○は１つ）

１　若年層増加、高齢者層減少	３　概ね変わらない
２　若年層減少、高齢者増加	４　その他（具体的に　　）

問 11　その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

ご協力ありがとうございました。

別紙 2

賃金実態等に関する設問(業務委託契約)

1. 下記の表中に該当する業務を担当している従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の平成30年8月時点のデータを記入してください。

業務の区分 ※1	職種 ※2	従事者数（人）	時給(円) ※3		
			最低	最高	平均
(1)施設管理業務	設備点検保守				
	警備員				
	清掃員				
	受付				
	その他				
(2)給食調理業務	給食調理				
	配膳員				
	その他				
(3)清掃業務 (公園等清掃・緑地帯維持管理)	清掃員				
	作業員				
	その他				
(4)廃棄物、資源等回収業務	作業員				
	運転手				
	その他				
(5)窓口、管理業務	窓口、管理業務				
	その他				

※1 業務の区分について

１件の委託業務に「清掃業務」と「窓口、管理業務」が含まれるなど、複数の業務が存在する場合は、それぞれの業務に該当する職種の人数、時給のデータを記入してください。

※2 職種について

「作業員」と「運転手」を兼ねているなど、一人で複数の職種を兼任している場合は主に従事している方の職種を記入してください。

※3 賃金について

１時間当たりの賃金は、「公契約条例労務台帳」の作成と同じ方法で算定してください。

参考　公契約条例に基づく平成３０年度の賃金下限額　　１，０４２円／時間

2. 業務従事者の日本国籍以外の国籍を記入してください。

（該当するものに〇をつけ国籍を記入してください）

1.中国　2.韓国　3.フィリピン　4.ベトナム　5.タイ　6.ネパール

7.その他（　　・　　・　　・　　）

8.いない

３．指定管理協定

問１　公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（○はいくつでも）

１　事業所や現場に掲示することで周知した
２　各従事者に個別に書面で周知した
３　口頭により説明し、周知した
４　その他（具体的に　　）

問２　平成 30 年度から公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、このことによる事務の負担はどの程度ですか。（○は１つ）

１　あまり変わらない	２　やや負担	３　かなり負担

問３　従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（○は１つ）

１　なかった	２　あった

「２　あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問４　公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（○は１つ）

１　あまり変わらない	２　やや負担	３　かなり負担

問５　事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。（○はいくつでも）

１　労務台帳作成月の削減	３　給与台帳等による代替	５　その他
２　労務台帳提出回数削減	４　周知方法の簡略化	（　　）

問６　公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は１つ）

１　いた → ６－１へ	２　いない

（問６で「１　いた」とお答えの方に）

問６－１　賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。（○は１つ）

１　１割未満	３　３割以上、５割未満
２　１割以上、３割未満	４　５割以上

問７　公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。（○は１つ）

１　そう思う	２　そう思わない	３　どちらともいえない

問８　事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。（○は１つ）

１　そう思う	２　そう思わない	３　どちらともいえない

問９　下請負者（協力会社）の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。

（○はいくつでも）

１　公契約条例労務台帳で確認している
２　口頭で確認している
３　給与台帳等で確認している
４　その他（具体的に　　）

問 10　適用案件に従事する従事者の人数や構成は、平成 29 年度と比較して変動していますか。

①　従事者の人数（○は１つ）

１　概ね増加している	２　概ね減少している	３　変わらない

② 従事者の構成（○は１つ）

１　若年層増加、高齢者層減少	３　概ね変わらない
２　若年層減少、高齢者増加	４　その他（具体的に　　）

問 11　その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

ご協力ありがとうございました。

別紙 3

賃金実態等に関する設問(指定管理協定)

1. 下記の表中に該当する業務を担当している従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の平成30年8月時点のデータを記入してください。

指定管理業務の区分	職種 ※1	従事者数（人）	時給(円) ※2		
			最低	最高	平均
施設管理業務等（窓口・清掃・廃棄物処理を含む）	設備点検保守				
	警備員				
	清掃員				
	受付				
	作業員				
	運転手				
	窓口、管理業務				
	その他				
介護業務（支援員等を含む）	生活相談員				
	看護師				
	保健師				
	介護職員				
	機能訓練指導員等				
専門業務 （栄養士・調査員・学芸員等を記載してください。）					

※1 職種について

「作業員」と「運転手」を兼ねているなど、一人で複数の職種を兼任している場合は主に従事している方の職種を記入してください。

※2 賃金について

１時間当たりの賃金は、「公契約条例労務台帳」の作成と同じ方法で算定してください。

参考　公契約条例に基づく平成３０年度の賃金下限額　　１，０４２円／時間

2. 業務従事者の日本国籍以外の国籍を記入してください。

（該当するものに〇をつけ国籍を記入してください）

1.中国　2.韓国　3.フィリピン　4.ベトナム　5.タイ　6.ネパール

7.その他（　・　・　・　）

8.いない